

下津井西小学校の校内ルール

～校内で共通理解・共通実践したい“これだけは”ルール～

☆大原則

- 全教職員が次のルールについて共通理解し、きちんと守っていくこと。
 - もしルールの適応から外れる場合があったとしても、個人の判断によらず、必ず管理職と相談すること。
- 1 出勤簿や出張命令簿などの諸表簿への早めの記入・整理を心がける。また、来客や電話での応対では、**教育公務員としてふさわしい言葉遣いや服装、態度に留意し、周りから見られているという意識を常にもつ**ように心がける。
 - 2 保護者や業者の携帯番号やメールアドレスの入手は、最小限にとどめる。児童に関して保護者と連絡を取り合う場合は、原則学校の電話を使用する。
 - 3 **携帯・スマホは教室へは持ち込まない。児童との携帯・スマホのやりとりは禁止とする。番号やアドレスの交換も禁止とする。また、個人のカメラは原則使用しない。**
 - 4 **自分の車に児童を乗せない。**緊急時ややむを得ない場合は、管理職と相談すること。
 - 5 教育相談や生徒指導面で児童と面談する場合は、複数で行うことが望ましい。複数が無理な場合も、密室を避けるなど他の教職員から様子が分かるような場所を選ぶなどの配慮を必ずすること。
 - 6 自分が体罰・セクハラを行ったかもしれないと思った場合は、直ちに管理職に報告し協議すること。また、同僚の指導が行き過ぎていると感じた場合も、直ちに管理職に報告すること。
 - 7 **児童の成績などの個人情報**は、原則校外へは持ち出さないようにし、やむを得ず持ち出す場合は、必ず管理職に報告すること。その際、耐火書庫に保管してあるセキュリティ付USBを使用し、使用届に記入すること。また、自宅への帰路の途中には、緊急時以外は店舗等には寄らないこと。
 - 8 飲酒を伴う会に参加する場合は、酒席での言動に十分注意し、**“飲んだら乗るな 飲むなら乗るな”**を徹底すること。複数で参加する場合は、交通手段について互いに声を掛け合うこと。特に、翌日に勤務がある場合は、酒気が翌朝に残らないように注意すること。
 - 9 学年費やバス代等の公金は、校外に持ち出さず、**耐火書庫(金庫)に必ず保管すること**。保管期間をできるだけ短くし、速やかに支払いを済ませたり、口座に入金したりすること。
 - 10 コンプライアンスや不祥事の研修には真剣に参加し、自分のこととして本気で考えること。自分の後ろには児童や保護者、そして自分の家族がいることを忘れないようにすること。心配事や気になることがあれば、同僚や管理職に相談すること。